

# 社 教 連 会 報

No. 9

社教委員発足二十年を記念して

## 表彰規程制定さる

かねて、各方面から「表彰規程」を制定して、地域の社会教育の推進をはかった社会教育委員の功績を顕彰すべきであるとの声が起っていたので、役員会で検討を加えてきたが、

本年は、社会教育法施行三十周年、即ち社会教育委員制度発足以来三十年という記念すべき年でもあり、大いに志気を高めたいと、去る一月十七日の役員会において、次の規定を制定した。

実施は「施行細則」にあるように毎年度実施するが、文部大臣の表彰がある年には行わないことになっており、本年の静岡における全国大会においても、文部大臣表彰を申請しているもので、これが交付されると、本規程の施行は来年度からとなる。

### 表 彰 規 定

昭和五十四年一月十七日制定

全国社会教育委員連絡協議会

第一条 全国社会教育委員連絡協議会（以下「社教連」という）は、社教連規約第四条第六項にもとづきの規程を制定する。

第二条 この規程は社会教育の推進に貢献し、または社教連の発展に顕著な功績のあった社会教育委員及び関係職員を表彰し、もつて社会教育の振興に寄与することを目的とする。

第三条 表彰は社教連会長が行う。

2 表彰は表彰状、または感謝状を贈呈して行う。

3 表彰には記念品を副えることができる。

第四条 表彰は次の者について評議員会において決定する。

① 永年社会教育委員として在任し、その功績顕著なる者

② 社教連または都道府県社会教育委員連絡協議会の専任職員として勤務し業績が特に優秀であると認められた者

③ 前二号の規定のほか、特に社教連の発展に功績があると認められた者

第五条 都道府県社会教育委員連絡協議会または都道府県教育委員会は前条による表彰候補者を社教連へ推せんするものとする。

2 社教連も表彰候補者を推せんすることができる。

第六条 前条の推せんには、次の事項を記載した推せん状を提出しなければならない。

候補者の氏名、生年月日、住所、職業、所属自治体名、略歴、推せん事由

第七条 表彰は原則として毎年全国社会教育委員研究大会において行うものとする。

第八条 この規程の改廃は、評議員会において行う。

第九条 この規程の施行細則は別に定める。

第十条 この規程は、昭和五十四年四月一日から施行する。

### 社 教 連 表 彰 規 程 施 行 細 則

第一条 表彰は毎年度実施する。ただし文部大臣の表彰がある年は行わない。

第二条 表彰候補者を推せんする基準を次のとおり定める。

1. 社会教育委員は十年以上の在任者とする

2. 関係職員は五年以上在職したる者とする

第三条 表彰者は都道府県毎に一名全指定都市中より一名とする。ただし第四条第二号、第三号の表彰者についてはこの限りでない。

第四条 規程第四条第一号、第二号については表彰状を、第三号については感謝状を贈呈する。

# 第21回全国社会教育委員研究大会要項

◇趣 旨 社会教育法制定30周年を迎え、社会教育委員が果たしてきた役割を顧みるとともに、これからのあり方を究明するため、全国の社会教育委員が一堂に会し、各地域における活動状況や研究成果を交換し、生涯教育の今日的課題について研究協議を行い、もって社会教育の振興に寄与する。

◇日程 (第一日) 10月24日(水)12時より受付  
議室・静岡中央公民館ホール・産業会館ホール  
13時～13時20分 開会行事  
主催者のあいさつ  
13時20分～13時35分 顕彰式典  
社会教育法施行30周年記念表彰  
13時35分～13時45分 祝辞  
文部大臣 内藤誉三郎  
静岡県知事 山本敬三郎  
13時45分 歓迎のことば 静岡市長  
13時50分～14時 経過報告  
14時～14時10分 大会日程説明  
14時10分～15時30分 記念講演  
講師 寺中作雄(元文部省社会教育局長)

15時30分～16時 アトラクション  
(第二日) 10月25日(木)9時30分開会  
9時30分～12時分科会別研究協議  
12時～13時 昼食・休憩  
13時～17時分科会別研究協議  
(第三日) 10月26日(金)9時より市民文化会館  
9時～11時 シンポジウム  
「地域社会における生涯教育の課題を検討し、社会教育委員の活動のあり方を考えよう」  
11時～11時10分 大会宣言決議  
11時10分～11時30分 閉会行事  
次回開催県代表挨拶(近畿地区)分科会

◇会場 主会場静岡市民文化会館  
分科会場 静岡市民文化会館大会議室・婦人会館ホール・教育会館ホール・県庁西館第1、第2会館ホール

◇会 期 昭和54年10月24日(水)・25日(木)・26日(金)の三日間  
◇会 場 主会場静岡市民文化会館  
分科会場 静岡市民文化会館大会議室・婦人会館ホール・教育会館ホール・県庁西館第1、第2会館ホール

第3日	第2日	第1日	9:00
全体会議 (シンポジウム)	分科会協議		10:00
閉会行事			12:00
社会教育施設 史跡等自由見学	昼食	受付	13:00
	分科会協議	開会行事 表彰	14:10
		記念講演	15:30
		アトラクション	16:00
		分科会 打合せ	17:00

- 第1分科会(家庭教育) 問題提起担当 三重県 鹿兒島県
- 第2分科会(青少年教育) 問題提起担当 岩手県
- 第3分科会(成人教育) 問題提起担当 香川県
- 第4分科会(社会体育) 問題提起担当 北海道
- 第5分科会(コミュニティ) 問題提起担当 奈良県
- 第6分科会(同和教育) 問題提起担当 長野県
- 第7分科会(社会教育行政) 問題提起担当

静岡大会へのおさそい

全国大会へ参加を御希望される方は、参加費二、五〇〇円を添えて、お早めに市町村教育委員会にお申込みください。静岡は、麗峰富士が、美しい駿河湾の風光とともに皆様をお待ちしております。是非多数お誘い合せの上御参加くださいますようお願いしております。

◇参加者への資料  
例年のとおり本年も大会参加者に、参加資料を差上げる事になっておりますが、今回は、各地域で社会教育活動を推進されている社会教育委員の方々の事例をまとめた「活動事例集」を用意しました。

**社会教育法解説**  
福原匡彦著 B6判  
定価 三〇〇円 千一二〇円

**社会教育委員必携**  
福原匡彦・三角哲生共編  
B6判・定価四五〇円 千一二〇円  
申込みは本会へ



# 募金活動続々目標達成

——奈良・石川・福島・秋田四県と指定都市——

社教連の募金活動はその後順調に進み3月31日現在15,474,000円に達しました。篤志の方々に厚く御礼を申しあげます。

都道府県別の進捗状況は下記のとおりでございますが、完了した四県のほか沖縄、群馬、兵庫、山梨の諸県が完了にあと一步でございます。なお去る1月17日の社教連評議員会において募金活動は社会教育委員を設置する市町村全部が終了するまで行ふことになりましたので、いまだご賛同をいたさない市町村にもぜひご賛同をいただき一日も早く目的を達成して、法人設立を果し、活発に事業を遂行いたしたいと存じますので一層のご協力をお願いいたします。

## 基本金募集活動経過報告

昭和54年3月現在

都道府県名	県	市	町	村	寄附者数	委員定員	%	都道府県名	県	市	町	村	寄附者数	委員定員	%
北海道	0	6	21	2	389	3000	13	和歌山	1	4	12	3	196	350	56
青森	1	6	11	9	203	636	32	鳥取	1	2	7	0	128	446	29
岩手	1	5	6	4	228	1068	21	島根	1	4	12	1	181	606	30
宮城	1	5	16	1	199	530	38	岡山	1	3	11	2	196	595	33
秋田	1	7	37	10	542	516	105	広島	1	11	46	2	800	1,193	67
山形	1	1	9	1	151	597	25	山口	1	8	15	0	342	757	45
福島	1	10	53	27	658	658	100	徳島	1	1	7	2	128	686	19
茨城	0	1	2	0	35	1,498	2	香川	1	4	10	0	193	514	38
栃木	1	5	1	0	117	894	13	愛媛	1	7	17	3	355	872	41
群馬	1	11	25	25	851	942	90	高知	0	3	7	3	151	586	26
埼玉	1	13	20	6	503	1500	34	福岡	1	11	44	7	575	1,200	48
千葉	0	5	9	3	257	1500	17	佐賀	1	2	1	0	40	429	9
東京	1	22	区2	0	271	331	81	長崎	1	5	13	0	211	939	22
神奈川	0	5	2	0	78	528	15	熊本	0	7	24	4	320	574	56
新潟	1	17	33	24	628	974	64	大分	1	9	23	4	511	825	62
富山	0	3	7	2	118	407	29	宮崎	1	1	0	1	29	446	7
石川	1	8	26	7	332	328	101	鹿児島	0	6	10	0	228	1,531	15
福井	0	3	8	3	185	373	50	沖縄	1	6	2	14	172	182	95
山梨	1	7	36	21	885	957	92	札幌市					9	9	100
長野	1	1	0	3	33	561	6	川崎市					20	20	100
岐阜	0	11	46	21	758	1,029	74	横浜市					10	10	100
静岡	0	13	32	1	572	1,030	56	名古屋市					13	10	130
愛知	1	19	16	4	542	1,202	45	京都市					15	15	100
三重	1	8	29	5	200	724	28	大阪市					22	15	150
滋賀	1	8	25	1	425	683	62	神戸市					8	8	100
京都	1	0	0	0	13	308	4	北九州市					29	30	97
大阪	1	20	3	0	272	361	75	福岡市					30	30	100
兵庫	1	19	50	郡3	757	919	82								
奈良	1	9	22	16	686	677	101	計	44	342	808	245	15,800	37,709	41.8

# 地方交付税と社会教育

先安常喜

社会教育委員は、都道府県又は市町村の社会教育計画の立案や調査研究活動を通じて、教育委員会に意見具申することを主な職務としているわけですから、社会教育に関する深い識見とともに、地方財政の基本的な仕組みについても理解しておくことが、当然のことながら要求されます。

地方公共団体の財政収入には、地方税、使用料、手数料などの自己財源のほか、国から交付される国庫補助金地方交付税がありますが、特定の事業費に対する直接的な財源措置—いわゆる紐付き財源である国庫補助金にくらべ、地方交付税は使途が特定されていない一般財源であることから、この制度の仕組みは、一般にはなかなか理解しがたいものと考えられているようです。

しかしながら、都道府県や市町村の財政収入に占める地方交付税の比重の大きさを考えると、この制度の仕組みを理解しておくことは、社会教育委員の職務を遂行するうえで、極めて大切なことだと思われま

す。そこで、制度の概要をご説明しましょう。

地方交付税法はこの制度の目的を、地方団体の財源の均衡化を図り、地方行政の計画的な運営を保障することによって、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することにあるとしています。

即ち、地方団体の必要とする財源を総額として保障することによって、行政水準の均質化を図り、地方団体の自主性を確保するところに、地方財政調整制度としての大きな特色もついています。

では、地方交付税は、どのような方法で算定され、地方団体に配分されるのか、具体的にみてみましょう。

地方交付税は、国税のうち所得税、法人税、酒税の百分の三十二を財源として配分されます。このうち、九四%が普通交付税に、残りの六%が特別交付税にあてられます。

特別交付税は、普通交付税の画一的な算定などによらない特別の財政需要に対応するものですから、ここでは特にふれませんが、

地方団体に交付される普通交付税の額は、一般に次の算式によって求められます。

基準財政需要額—基準財政収入額

＝財源不足額—普通交付税額  
基準財政需要額とは、地方団体が実際に支出した額でも、支出しようとする額でもなく、合理的で妥当な水準におけるいわば「あるべき財政需要」として算定されるものです。このため、都道府県の場合は人口百七十万人を、市町村の場合は人口十万人を標準団体とし、標準団体における標準的な行政事務と行政規模が設定されています。

まず、各行政項目ごとに—例えば、警察費、土木費、教育費など—必要な標準経費が算出されます。この額から国庫補助金等の特定財源を控除した額を、各行政項目ごとに定められた測定単位—例えば、教育費の場合の測定単位は、小学校費、中学校費については教職員数、社会教育費については人口—で除すると測定単位当たりの経費が算出されます。これを単位費用と呼んでいます。

測定単位は、標準団体の人口や行政規模に応じて定められますから、それぞれの地方団体に適用される場合は、人口規模の段階や人口密度あるいは都市と農村の行政態様の差等を考慮して補正されます。

従って、各地方団体の基準財政需要額は、行政項目の経費の種類ごとに、測定単位×補正係数×単位費用の算式によって得られた額の総額となります。

次は、基準財政収入額です。

基準財政収入額とは、当該地方団体の「あるべき税収入」の一定額—都道府県は八〇%、市町村は七五%の額—を意味します。

都道府県について二〇%、市町村について二五%の財源を留保しているのは、地方団体の予算の弾力的な運用を配慮しているためです。

このようにして算出された基準財政需要額と基準財政収入額をもとにして後者が前者よりも不足している地方団体に對して、その不足額が普通交付税として交付されることになるわけです。

さて、地方交付税は、行政の均質化を図るための財源補てんにとどまらず地方団体の行財政の運営の指針を示すものとして大きな意味もついています。

例えば、基準財政需要額の算定には、標準団体が標準的な行政事務を行うための必要経費が見積られていますから地方団体が予算を編成する際にも、それらの積算の基礎を十分配慮することが求められるわけです。

ここで、社会教育関係の経費の積算基礎をみてみましょう。

都道府県の場合は、人口百七十万の標準団体の行政規模を、社会教育委員数十五人、図書館協議会委員数五人、博物館協議会委員数五人、青少年教育施設数二か所、図書館数一館、博物館数一館と想定し、このために必要な標準経費を、社会教育費、視聴覚ライブ

別表 3 (都道府県分)

イ 経常経費

細 目	6 社会教育費	細 節	(1)社会教育費
-----	---------	-----	----------

歳 出

経費区分	経 費	積 算 内 容 (単位 千円)
給 与 費	209,920	(本 庁) 課長 5,010,000円×1人= 5,010 吏員(社会教育主事を含む) 4,040,000円×10人= 40,400 その他 職 員 2,400,000円×1人= 2,400 小 計 47,810 (出張所) 吏員(社会教育主事を含む) 4,040,000円×10人= 40,400 その他 職 員 2,400,000円×4人= 9,600 小 計 50,000  派遣社会教育主事(1/2) 4,040,000円×18人= 72,720 (スポーツ担当)(1/2) 4,040,000円×9人= 36,360 4,040,000円× $\frac{9}{12}$ ×1人= 3,030 小 計 112,110
報 酬	1,523	社会教育委員報酬 委員長7000円×16日×1人= 112 委員6300円×16日×14人= 1,411
賃 金	1,290	家庭教育相談事業(1/2) 998 生涯教育関係事業(1/2) 292
報 償 費	10,244	講師手当(一般) 3,500円×3時間×476人=4,998 (PTA指導者研修) 3,500円×2時間×10人×5会場= 350 (青少年団体指導者研修) 3,000円×10時間×6人×7回=1,260 社会教育指導者研修(1/2) 1,180 家庭教育相談事業(1/2) 1,025 生涯教育関係事業(1/2) 1,431
旅 費	10,720	(本 庁) 上京旅費(会議等) 41,700円×2回= 917 ブロック旅費(会議等) 17,300円×8回= 138 (調査) 17,300円×14回= 242 県内旅費(会議等)70回 4,140円× (指導)200回 320回 (調査等)50回 =1,325 (出張所) 出張旅費(会議等) 4,140円×140回= 580 管内旅費(指 導) 1,710円×1,020回=1,744 (講習会等) 講師旅費 成人講座(管 内)

		1,710円×196人= 335 夏期講座(中央講師) 4,140円×140日= 580 (地元講師) 550円×140日= 77 青少年指導講習会(ブロック) 17,300円×7人= 121 社会教育施設運営講習会(ブロック) 17,300円×7人= 121 青年学級及び婦人学級指導 (県内) 4,140円×20回= 83 (管内) 1,710円×40回= 68 公民館教育講習会(ブロック) 17,300円×7人= 121 中央講習会出席 41,700円×2人= 83 PTA 指導者研修 4,140円×10人×5会場= 207 青少年指導者研修 1,710円×6人×7回= 72 社会教育指導者研修(1/2) 1,955 家庭教育相談事業(1/2) 413 生涯教育関係事業(1/2) 578 (費用弁償) 社会教育委員 4,000円×16日×15人= 960
需 用 費	3,678	講習会場用 220 指導指針等 730 PTA, 青少年指導者研修 880 社会教育指導者研修(1/2) 500 家庭教育相談事業(1/2) 562 生涯教育関係事業(1/2) 786 通信運搬費(指導指針等) 150 (PTA指導者研修)
役 務 費	2,162	(社会教育指導者研修)(1/2) 10 (家庭教育相談事業)(1/2) 1,745 (生涯教育関係事業)(1/2) 257
委 託 料	15,193	家庭教育相談事業(1/2) 13,244 生涯教育関係事業(1/2) 1,949
使用料及び賃借料	1,189	会場借上料(一般) 600 (青少年指導者研修) (社会教育指導者研修)(1/2) 620 (家庭教育相談事業)(1/2) 53 (生涯教育関係事業)(1/2) 16
備品購入費	1,797	生涯教育関係事業(1/2) 1,797
負担金、補助及び交付金	16,497	婦人学級、家庭教育学級運営費補助 6,100 青少年、婦人、成人団体育成補助 800 青年学級助成 850 社会教育指導員設置費補助 8,747
歳出計 a	274,213	

歳 入

国庫支出金 b	70,710	141,421千円× $\frac{1}{2}$ =70,710
差引一般財源		
a - b	203,503	

別表4 (市町村分)

ラーリー費、地方文化費、図書館費、青少年教育施設費、博物館費に区分して算定しています。

また、市町村の場合は、人口規模十万人、公民館数八館(本館一、地区館七)、図書館数一館と想定し、社会教育費、公民館費、図書館費に区分して算定しています。

別表1・2は、昭和五三年度の経費です。この単位費用に補正係数を乗ずれば、当該団体の人口一人当たりの単位経費が算出されることとなります。

別表3・4は、社会教育関係費のうち、都道府県、市町村の社会教育費の積算内容です。

都道府県の社会教育委員会については、委員長一人、委員十四人、計十五人の十六日分の報酬と旅費(費用弁償)が積算されています。

また、市町村の社会教育委員会についても、十人、六回分の経費が積算されています。

最後に、このような地方交付税制度を社会教育の予算確保のうえでどのように活用するかという点にふれておきます。

一つは、それぞれの都道府県や市町村の社会教育関係費の実態を見直す尺度として活用できます。社会教育関係費には、法令で定められたいわゆる義務的経費が少なく、ほとんどが任意的経費であるために、地方団体の長の取組みの姿勢に左右される面が強いのはご承知のとおりです。都道府県、市町村の社会教育関係費と地方交付税の算出基礎とを見くらべ、実態を引き上げていく努力が大切でしょう。

二つは、一とも関連して、毎年度の予算要求に地方交付税の積算基礎を活用することです。そのためには、どのような経費がどのくらい見積られていくかを熟知しておくことが必要でしょう。また、他の都道府県や市町村との比較が容易になり、財政当局に対し、予算増額要求の有力なデータが準備さ

れることになりましょう。

地方交付税の積算基礎は、毎年度改定されています。それは、税収が伸びたり、新しい行政需要が生じたりするためです。

社会教育関係費についても、これまで多くの改定がなされてきました。関係者からは引き続き改定の要望も出されておりますが、そのためにはそれぞれの都道府県や市町村において実態がさらに高められる必要があることを、重ねて付言しておきます。

(文部省社会教育課専門員)

イ 経常経費

細目	2社会教育費	細節	(1)社会教育費
歳 出			
経費区分	経 費	積 算 内 容	
報 酬	1,624	報酬(社会教育委員) 5,800円×6回×10人= 348 (社会教育指導員)(2/3) 1,276	
給 与 費	41,920	課長 4,480,000円×1人= 4,480 吏員(社会教育主事 文化担当職員を含む) 3,520,000円×8人= 28,160 4,480,000円×1人= 4,480 他の 2,320,000円×4人= 9,280 職員 2,930円×10人= 29	
賃 金	29	各種行事等講師謝礼	
報 償	320	講師旅費 17,300円×5回= 87	
旅 費	217	巡回指導旅費 550円×80回= 44 費用弁償 1,200円×72人= 86	
需 用 費	1,290	参加する文化活動費用費(1/2) 200 視聴覚ライブラリー需用費 410 その他需用費 680	
役 務 費	200	通信運搬費	
委 託 料	750	芸術文化及び文化財関係	
使用料及び賃借料	100	会場借上げ及び視聴覚用フィルム借上げ料	
備品購入費	1,059	視聴覚用教材等購入費 400 図書等購入費 100 視聴覚用教材整備事業(1/3) 559	
負担金、補助及び交付金	750	青少年団体、婦人団体等育成補助金 500 文化財保護補助金 250	
歳出計 a	48,259		

歳 入

科 目	金 額	積 算 内 容
国庫支出金	711	社会教育指導員設置費補助金 1,276千円× $\frac{1}{3}$ = 425 参加する文化活動費補助金 200千円× $\frac{1}{2}$ = 100 視聴覚用教材整備費補助金 559千円× $\frac{1}{3}$ = 186
県 支 出 金	425	社会教育指導員設置費補助金 1,276千円× $\frac{1}{3}$ = 425
歳入計 b	1,136	

差引一般財源

a - d	47,123
-------	--------

別表 1 (都道府県分)

(単位 千円)

細 目	細 節	総 額	特 定 財 源			一般財源 A	単位費用 (A)+ 170000人
			国庫支出金	使用料 手数料	計		
社会教育費	(1)社会教育費	274,213	70,710	—	70,710	20,350.3	120 円
	(2)視聴覚ライブラリー費	7,087	—	—	—	7,087	4
	(3)地方文化費	63,541	1,257	—	1,257	62,284	37
図書館費	図書館費	121,674	—	—	—	121,674	72
青少年教育施設費	青少年教育施設費	50,635	—	—	—	50,635	30
博物館費	博物館費	49,243	—	—	—	49,243	29

別表 2 (市町村分)

(単位 千円)

細 目	細 節	総 額	特 定 財 源					一般財源 (A)	単位費用 (A)+ 100,000人
			国庫支出金	県支出金	使用料 手数料	諸収入	計		
社会教育費	(1)社会教育費	48,259	711	425	—	—	1,136	47,123	471 円
	(2)公民館費	37,431	799	—	—	—	799	36,632	366
図書館費		24,124	—	—	—	—	—	24,124	241

# 第五回欧州社会教育視察団募集

社会教育委員の海外セミナーとしての欧州社会教育事情視察も回を重ねるごとに盛況になりましたが、本年も第5回を次のように開催いたします。お早めにお申込下さい。

期間 昭和54年11月10日～25日

経路 東京→ロンドン(2泊)→フランクフルト(2泊)→ウィーン(2泊)→ローマ(2泊)→フロレンス(1泊)→ジュネーブ(2泊)→パリ(2泊)→東京

主要訪問先 ①ロンドン：大英博物館・成人教育学校 ②フランクフルト：ゲーテハウス・職業訓練学校 ③ウィーン：シェーンブルン宮殿・SOS少年の村 ④ローマ：コロッセオ・サンピエトロ寺院・パチカネ市国 ⑤フロレンス：ウフィツィ美術館・ピサの斜塔

⑥ジュネーブ：国連諸機関等 ⑦パリ：ルーブル美術館・国際交流宿泊センター等

総費用 四八八、〇〇〇円

航空運賃、ホテル代(一流ホテル2人室)食事代(朝・夕2食付)

他 (分割払の便あり)

定員 25名 申込〆切 〆30日

資料ご要望の方、申込の方は次へご連絡ください。

〒100 東京都千代田区霞が関3-2-13 国立教育会館内

全国社会教育委員連絡協議会

電話 03-58010608

旅行に関する一切の業務は「近畿日本ツーリスト」が担当いたします。

## 編集後記

◇ 記念すべき「社会教育法制定30周年」の年を迎えました。この秋、静岡市で開催される全国大会におきまして文部大臣表彰が行われることになっております。ようやく多年社会教育振興に尽された方々の御苦労が報われるわけで、この上ない喜びであります。◇ この号には、特に文部省社会教育課の光安専門員の貴重な寄稿をいただきました。御精読願います。

## 社教連会報 第9号

発行 昭和54年5月1日

全国社会教育委員連絡協議会

東京都千代田区霞が関

3-2-13 国立教育会館内

電話 03-58010608